

平成31年 3月28日  
沖縄県土木建築部

## 下地島空港における航空機の操縦練習使用料計算方法の周知について

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例及び沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則で規定する、下地島空港における航空機の操縦練習使用料の計算方法は下記のとおり。

### 記

- 1 下地島空港における航空機の操縦練習使用料の計算方法は、操縦練習にかかるタッチ・アンド・ゴー及び着陸の回数に、当該航空機の普通着陸料の額を乗ずる。
- 2 普通着陸料の額の計算は、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例別表第1の第1項第1号のとおり。

#### 【別表第1（第18条関係）】

##### 1 着陸料

着陸料は、ターボジェット発動機を装備する航空機（以下この項において「ターボジェット機」という。）以外の航空機にあつては第1号の普通着陸料、ターボジェット機にあつては第1号の普通着陸料に第2号の特別着陸料を加算したものとする。

##### (1) 普通着陸料

着陸1回ごとに航空機の重量をそれぞれ次のように区分して順次に計算して得た金額の合計額に100分の108を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の108を乗ずる前の合計額）とする。

ア 1トン以下の重量については、当該重量に対し 350円

イ 1トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し 350円

ウ 6トンを超え25トン以下の重量については、1トンにつき 500円

エ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンにつき 760円

オ 100トンを超える重量については、1トンにつき 840円